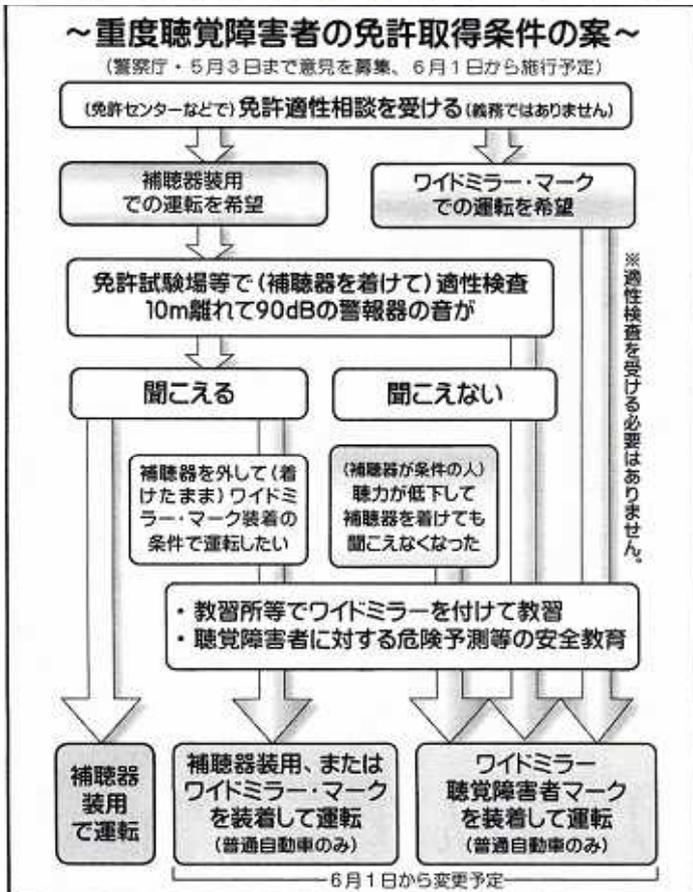




〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53
 岐阜県県民ふれあい会館 第1棟 6階
 発行：岐阜県聴覚障害者情報センター TEL058-213-6786 FAX 058-275-6066

聴覚障害者運転手向けマーク決定！



(日本聴力障害新聞08年5月1日号2面より転載)

平成20年5月15日、警察庁より重度聴覚障害者運転手向けマークの正式決定の情報が流れました。今回の法改正で追加された条件は次の通りです。

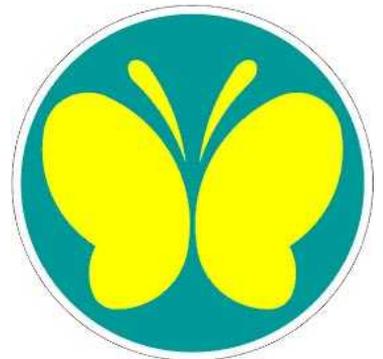
- ① 聴覚障害者マークを表示
- ② 真後ろと左後方を見ることができる「特定後写鏡」(ワイドミラー)を装着

運転できる車は普通自動車(3、5、7ナンバー)に限られ、大型トラックや自動二輪は含まれません。今まで補聴器装用で運転していた聴覚障害者が、ワイドミラー・マーク装着でも運転したい場合は新たに手続きが必要です。

(日本聴力障害新聞08年5月1日号2面より転載)

ご自分が表示義務があるかどうかは左の図を参考にしてください。

正式決定となった聴覚障害者運転手向けマーク。大きさは直径約12cm。白で縁取りした緑地に黄色のチョウの模様が配置されています。夜間でも識別できるよう反射材が使われています。表示義務違反者には、行政処分1点と反則金4千円が科せられます。

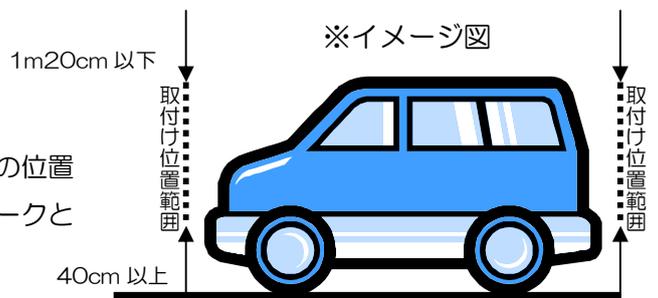


警察庁HPより転用

POINT

取付け位置

マークの取り付け位置は地上40cm以上1m20cm以下の位置に前方、後方から見やすい位置に表示すること。(初心者マークと同様の規定)



ワイドミラー(特定後写鏡)

ドアミラー、フェンダーミラーとは違います。

今回の法改正では大きさなどの明確な規定は記載されていませんでしたが、カー用品量販店などで販売されている通常より大きいサイズのミラーで後方から走ってくる車両と左後方から走ってくる車両が確認できるミラーという認識でいいと思います。(注：画像は普通サイズのミラーです。)



※イメージ図

聴覚障がい者標識を含むその他のマークのご紹介

■聴覚障がい者標識



このマークは道路交通法改正により、重度の聴覚障がい者が運転する車に表示を義務付けるマークです。平成20年6月より施行されます。マークの大きさは直径約12cm

警察庁HPより転用

■高齢運転者標識（高齢者マーク）



大型自動車免許(第一種)、中型自動車免許(第一種)又は普通自動車免許(第一種)を受けた人で、年齢が70才～74才の方は表示努力義務です。75才以上の方は表示義務であり、違反した場合は行政処分1点と反則金4千円が科せられます。

■耳マーク（国内マーク）



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意味表示を示すのに用います。

■国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。マークの外見から車いす使用者だけ、あるいは肢体不自由者だけを対象としていると誤解されやすいようですが、全ての障がい者を対象としています。

■聴覚障がい者シンボルマーク（国際マーク）



世界ろう連盟（WFD）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。

■視覚障がい者シンボルマーク（国際マーク）



1984年に世界盲人連合（WBU・加盟160ヶ国）で制定された「盲人のための国際シンボルマーク」です。

■身体障がい者標識（障がい者マーク）



肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。

■ほじょ犬マーク



厚生労働省HPより

ほじょ犬が公共の施設や交通機関、民間施設（デパートやホテルなど）でも、障害のある人と一緒に利用できることを示したマークです。ほじょ犬は、ペットではありません。目や耳、体の不自由なひとのために働く介助犬のことです。

■共遊玩具のマーク



目の不自由な人々のために配慮が施された玩具へのマーク



耳の不自由な人々の為に配慮が施された玩具へのマーク

一般向けの玩具に対し、障がいをもったお子様でも楽しんでいただけるよう配慮された製品に、玩具メーカーが商品のパッケージにこのマークを印刷しています。文字通り「共遊できる玩具」の証です。

ビデオライブラリー情報

INFORMATION

ライブラリーの利用規定が変更になりました。

変更点

- ・身体障害者手帳の交付を受けていない、中途失聴者・難聴者の方々もご利用いただけるようになりました。（初めて利用する方はこれまで同様に会員登録（無料）が必要です）
- ・ビデオライブラリーの送料に関しては全て情報センターが負担いたします。但し、郵送利用希望は直接来所が困難な方などの条件がありますので、ご利用希望の方は情報センターへご相談ください。

ビデオライブラリー利用状況	
1 月度	36 本
2 月度	51 本
3 月度	125 本
年度累計	483 本



「武士の一分」をはじめ「華麗なる一族」全シリーズ。「視聴率74%10億人が泣いた千手観音」など、新しいタイトルが入荷しました。2007年度内に入荷したタイトルの目録は改めて作成します。現在、情報センターのホームページでも入荷タイトルの一覧を公開しておりますので、併せてご利用下さい。また、今年度より郵送による貸出にも対応いたします。利用方法は借受申込書に希望タイトルを記入していただき、郵送またはFAXで申込書を送ってください。

NHK厚生文化事業団の福祉ビデオライブラリー

情報センターの管理しているビデオライブラリーとは別に、NHKの厚生文化事業団が福祉に関するビデオの貸出サービスを行っております。（以下ホームページより抜粋）

NHKで放送した福祉関連の番組を、ビデオに複製し、無料で貸し出しています。また、「軽度発達障害」「ひきこもり」「ホスピス」など、NHK厚生文化事業団が制作したビデオも貸し出します。現在貸し出し中のビデオは、約500タイトルです。

貸し出し対象 個人、ボランティアグループ、福祉施設、医療・教育機関

利用目的 福祉・医療研修や個人の学習などに役立ててください。営利目的の利用はできません。

費用 貸し出しは無料です。送料のみご負担ください。

福祉ビデオライブラリーのホームページは <http://www.npwo.or.jp/library/video/>

利用方法などに関しては <http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/video/usage.html> を参照してください。



NHKのビデオライブラリーは、字幕付きビデオは少数です。

情報センターからのお知らせ

◎情報センターのホームページが移転します◎

情報センターホームページは、今後、岐阜県の福祉ポータルサイト内に移転します。現在、ホームページの内容の修正・確認作業を行っており、正式公開が決定いたしましたら、現在開設しているホームページにてご案内いたします。またこれまで提供してきました字幕付邦画などの情報は、新しい形態で情報提供をしていく予定をしておりますので宜しくお願いいたします。

